

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	第 9 号
受 理 年 月 日	令和7年12月23日
件 名	桐生市が実施した「庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果」を真摯に受け止め、議員による政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情
陳情者 の 住 所 及 び 氏 名	群馬県桐生市 ハラスメントから職員を守る群馬県民の会
陳情の要旨	<p>〈陳情理由〉</p> <p>「ハラスメントから職員を守る群馬県民の会」は、自治体職員に対する心理的圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘行為は看過できない問題であると考え、群馬県内の全市町村に対し陳情を提出し、その結果、沼田市、甘楽町で採択され、桐生市・渋川市では調査を実施して、大きな改善が見られた。</p> <p>桐生市での調査内容を情報公開で頂いたが、回答した管理職員の57%（13人）が市議会議員から政党機関紙勧誘を受けており、そのうち56%（63人）が心理的圧を感じたとの、公共機関にあるまじき実態が明らかになった。</p> <p>市民として驚いて、「庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情」を出して委員会で審議して頂いたが、継続審議となつた。総務委員会の審議を傍聴して議員の皆様のご意見をお聞きしたので、前回の陳情を取り下げた上で、今回再度陳情を提出することで、継続ではなく早急な対応をお願いする事にした。</p> <p>私たちの為に日頃汗して働いている職員の方が、63人も「心理的な圧を感じた」との結果を、反対した政党機関紙の勧誘をしている議員の方は、真摯に反省する姿勢が感じられず、とても違和感がある。新聞報道では、心理的圧力を伴う勧誘実態を「これでは、押し売りだ」と批判している。</p> <p>資料で添付した実態調査をしている自治体では、千葉県で6市町村・神奈川県で4市、合わせて10市町が本陳情と同じ趣旨の陳情を採択している。又、東京都新宿区では、陳情の審議の中で、継続性・組織性・悪質性のある政党機関紙の押し売りとの議員の発言もあった。</p> <p>具体的な対策の提案である。購読希望する職員が自主的に申し込むうえでは問題がない社会環境になった。</p> <p>① 議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されている。また、議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせることが実態調査</p>

	<p>で確認された。したがって、ハラスメント防止の観点から、議員から職員への政党機関紙勧誘行為（対面・電話等）を含め明確に禁止を確認すべきである。</p> <p>②（議員から勧誘されることなく）職員が自発的に購読希望する際は、自身でウェブサイト等から申し込むようにする。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されている。また、集金もクレジット決済が可能である。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への疑念払拭に配慮することが望ましい。</p> <p>上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員から職員への全ての営業行為を禁止する事を申しあわせた。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえ、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意志で購読したい方が再度申し込む方法で対応した。</p> <p>こうした実例を踏まえ、アンケート結果を重く受け止めて、以下の対応を求める。職員個人の思想信条および政治的な自由を担保できる形で、庁舎内では原則中止（禁止）すべきと考える。</p> <p>〈陳情項目〉</p> <p>① 庁舎管理規則及びハラスメント防止の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて明確に確認し、徹底してください。</p> <p>② 心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員がいます。その救済措置を他の自治体例を参考にして、心理的な圧力を伴わない形で、自発的意思を表明できる機会がもてるよう、対応を検討してください。</p> <p>③ 職員が自発的に購読することは自由です。ただし、住民に庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう検討してください。</p>
付託委員会	総務委員会
審査結果	